

青森県報

第二千七百五十三号

平成十九年
三月十二日
(月曜日)

目次

規 則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務学事課) …… 一

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (団体経営改善課) …… 一

青森県主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則…………… (農産園芸課) …… 二

訓 令

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

法令審議会規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 二

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (障害福祉課) …… 三

保安林の指定予定…………… (林政課) …… 三

保安林の指定施設要件の変更予定…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 四

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経理課) …… 四

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 五

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (同) …… 五

規 則

大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (経営支援課) …… 五

大規模小売店舗の変更の届出…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 七

河川整備計画の案の縦覧…………… (河川砂防課) …… 八

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則

行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一

部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・五パーセント」を「年 〇・四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年二月二十日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

青森県主要農作物種子法施行細則（昭和二十七年八月青森県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「技術吏員」を「職員」に改める。

別記様式の表中「~~研修員~~」を「~~職員~~」に改め、同様式の表中「~~研修員~~」を「~~職員~~」に、「~~研修員~~」を「~~職員~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の別表中「~~（勲章）~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

法令審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

法令審議会規程の一部を改正する訓令

法令審議会規程（昭和三十三年五月青森県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務の執行にあたり、法制並びに法令の解釈及び運用について」を「法制執務の」に改める。

第二条を次のように改める。

（所掌事務）

第二条 審議会は、県民に義務を課し、又は県民の権利を制限することその他の特に重要な事項を内容とする条例案で総務学事課長が必要と認められたものを審議する。

第五条第三項中「付議事案」を「付議条例案」に改める。

第七条の見出し中「事案」を「条例案」に改め、同条中「付議事案」を「付議条例案」に改める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

第八条中「事案審議」を「条例案審議」に、「当該事案」を「当該条例案」に、「徴する」を「聴く」に改める。
第九条を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	指定障害福祉サービス事業者
八戸市東白台三丁目二五	八戸市東白台三丁目二五	八戸市東白台三丁目二五	八戸市東白台三丁目二五	主たる事務所の所在地
行動援護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類
障がい者施設	障がい者施設	障がい者施設	障がい者施設	障害福祉サービス事業を行う事業所
三沢市大字三三の一〇五	三沢市大字三三の一〇五	三沢市大字三三の一〇五	三沢市大字三三の一〇五	所在地
〃	〃	平成一九・三三	〃	変更年月日

青森県告示第百六十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦泡町・大字一ツ森町字西赤石山・弘前市大字常磐野・西津軽郡深浦町大字関字小童子山（以上二大字二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
大字芦泡町・字西赤石山・大字常磐野・字小童子山（以上二大字二字について次の図に示す部分に限る。）

2 次の森林については、主伐は択伐による。
大字芦泡町・字西赤石山・大字常磐野・字小童子山（以上二大字二字について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百六十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六

年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町松川稲沢三〇の一五、三〇の二一、三〇の四三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬい。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十七号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市大字城ヶ沢字流道一七の二(次の図に示す部分に限る。)、字小川目一

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬい。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行南大通支店 岩手県盛岡市南大通一丁目及び

株式会社みちのく銀行浦和支店 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町 を削り、

十和田信用金庫下田支店下田シ ヨッピングセンター出張所 上北郡おいらせ町中野平 を

十和田信用金庫青葉支店 上北郡おいらせ町青葉五丁目 に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十九年二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域コミュニティ推進協議会

三 代表者の氏名

池田 信一

四 主たる事務所の所在地

青森市大字野木字山口二四五の九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民・企業・団体などと協働してICT（情報通信技術）を利用した地域活性化に関する研究とその普及推進事業を行う。

これにより地域内の情報交流の活性化と情報利活用の利便性向上、新たな地域コミュニティの形成、それに伴う地域住環境の向上、地域経済の発展、文化・スポーツ活動の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生きがい十和田

三 代表者の氏名

山端 政博

四 主たる事務所の所在地

十和田市東二十二番町二五の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅高齢者に対して、介護予防・生活支援等に関する事業を行い、高齢者の自立と生きがいのある長寿社会を支援し、もって高齢者の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂八戸田向店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十月十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三〇九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年二月九日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年三月十二日から同年七月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバス

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二二六四の二 八 代表取締役 竹内實	削除	株式会社ツインマーボ 大阪府大阪市北区大深町二の四八 代表取締役 大藪幸子	変更 年月日
	平成十九年二月八日		平成 一八・八・三〇	
	届出書の縦覧		一八・二・三	

四 届出年月日

平成十九年二月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年三月十二日から同年七月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPERデンコードー八戸本店

八戸市石堂二丁目一〇の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社紺屋

八戸市石堂二丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

四 変更しよとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更 年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二、三六三平方メートル	四、〇九四平方メートル	平成 一九・〇・九
大規模小売店舗の設置の配 置に関する事 項	<p>駐車場の位置及び収用台数 一五八台</p> <p>駐輪場の位置及び収容台数 〇台</p> <p>荷さばき施設の位置及び面積 七〇平方メートル</p>	<p>一八九台（位置は、届出書添付図面のとおり）</p> <p>五九台（位置は、届出書添付図面のとおり）</p> <p>一八八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）</p>	

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時	二二立方メートル
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時四十五分から午後八時十五分まで	午前八時三十分から午後十一時三十分まで	一〇四立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	六か所	七か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯	午前八時から午後七時まで	午前六時から午後七時まで	

五 届出年月日

平成十九年二月八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年三月十二日から同年七月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月十二日

2 提出先

提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

河川整備計画の案の縦覧

二級河川明神川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十九年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十九年三月十二日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十九年四月一日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------